

令和6年4月介護保険制度改正一覧【索引集】（第5回集団指導指導用）

概要名称	改正番号	改正項目	基準省令・報酬告示の別	対象となる基準省令	対象となる報酬告示	対象事業	改正種別	種別内容	適用	経過措置等	備考
1. 地域包括ケアの深化・推進	1 (1) ①	居宅介護支援における特定事業所加算の見直し	—	報酬告示	—	居宅介護支援	変更 要件見直し	・特別事業所加算の単位の変更 ・算定要件の各事項の内容の見直し	R6.4		
	1 (1) ②	居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い	基準省令	報酬告示	予CM2, 3, 4	介護予防支援	新設（見直し）	・介護予防支援費の区分新設	R6.4		第3回集団指導に掲載
	1 (1) ③	他のサービス事業所との連携によるモニタリング	基準省令	—	CM13 予CM30	居宅介護支援 介護予防支援	変更	・情報通信機器を活用したモニタリングの明文化	R6.4		
	1 (2) ①	訪問介護における特定事業所加算の見直し	—	報酬告示	—	訪問介護	新設・変更・廃止 要件見直し	・特定事業所加算区分の新設・変更・廃止 ・算定要件事項の統合・新設・削除・見直し	R6.4		
	1 (2) ②	豪雪地帯等において急な気象状況の変化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化	—	報酬告示	—	通所介護 通所リハ 地域密着型通所介護 認知対応型通所介護★	要件見直し	・気象状況悪化の際の所要時間	R6.4		
	1 (2) ③	通所リハビリテーションにおける機能訓練事業所の共生型サービス、基準該当サービスの提供の拡大	基準省令	—	【3/1時点：詳細不明】	通所リハ★	新設	【3/1時点：詳細不明】	R6.6(?)	基準省令が未発出（R6.3.1時点）	第3回集団指導に掲載
	1 (2) ④	総合マネジメント体制強化加算の見直し	—	報酬告示	—	定巡回対 小規模多機能★ 看護小規模多機能	新設・変更 要件見直し	・総合マネジメント強化加算の区分の新設・変更 ・算定要件事項の追加	R6.4		
	1 (3) ①	専門性の高い看護師による訪問看護の評価	—	報酬告示	—	訪問看護★ 看護小規模多機能	新設	・専門管理加算の新設	R6.6 R6.4		
	1 (3) ②	患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進	—	報酬告示	—	居宅療養管理指導★	新設	・医療用麻薬持続注射療法加算、在宅中心静脈栄養療法加算の新設	R6.6		
	1 (3) ③	総合医学管理加算の見直し	—	報酬告示	—	SS療養介護★	要件見直し	・算定要件（限度額）の見直し	R6.4		
	1 (3) ④	療養通所介護における医療ニーズを有する中重度者の短期利用の促進	—	報酬告示	—	療養通所介護	新設	・短期利用療養通所介護費の新設	R6.4		
	1 (3) ⑤	療養通所介護における重度者への安定的なサービス提供体制の評価	—	報酬告示	—	療養通所介護	新設	・重度者ケア体制加算の新設	R6.4		
	1 (3) ⑥	看護小規模多機能型居宅介護における柔軟なサービス利用の促進	—	報酬告示	—	看護小規模多機能	変更 要件見直し	・看護小規模多機能型居宅介護費の算定要件の見直し ・緊急時訪問看護加算から緊急時対応加算への名称変更 ・名称変更となる上記加算の単位の変更及び当該加算の算定要件の見直し	R6.4		
	1 (3) ⑦	円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進	—	報酬告示	—	訪問看護★	新設（見直し）	・初回加算の区分新設	R6.6		
	1 (3) ⑧	医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化	基準省令	—	居81, 115 予居85, 125	訪問リハ★ 通所リハ★	新設	・医療機関が作成したりハ計画の入手の義務化	R6.6		第3回集団指導に掲載
	1 (3) ⑨	退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進	—	報酬告示	—	訪問リハ★ 通所リハ★	新設	・退院時共同指導加算の新設	R6.6		
	1 (3) ⑩	入院時情報連携加算の見直し	—	報酬告示	—	居宅介護支援	変更 要件見直し	・入院時情報連携加算の単位の変更及び当該加算の算定要件の見直し	R6.4		
	1 (3) ⑪	通院時情報連携加算の見直し	—	報酬告示	—	居宅介護支援	要件見直し	・通院時情報連携加算の算定要件の見直し	R6.4		
	1 (3) ⑫	特定施設入居者生活介護等における夜間看護体制の強化	—	報酬告示	—	特定施設 地域密着型特定施設	新設・変更 要件見直し	・夜間看護体制加算の区分新設及び当該加算の算定要件の見直し	R6.4		
	1 (3) ⑬	特定施設入居者生活介護等における医療的ケアの推進に向けた入居継続支援加算の見直し	—	報酬告示	—	特定施設 地域密着型特定施設	要件見直し	・入居継続支援加算の算定要件の見直し	R6.4		
1 (3) ⑭	認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し	—	報酬告示	—	GH	変更 要件見直し	・医療連携体制加算の区分・単位の変更及び当該加算の算定要件の見直し	R6.4			
1 (3) ⑮	配置医師緊急時対応加算の見直し	—	報酬告示	—	老人福祉施設 地域密着型特養	新設	・配置医師緊急時対応加算への「配置医師の通常の勤務外の場合」の新設	R6.4			
1 (3) ⑯	介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知	基準省令 （解釈通知等）	—	現在発表されている解釈通知参照	老人福祉施設 地域密着型特養	新設	・診療報酬についての周知方法	R6.4			
1 (3) ⑰	介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価	—	報酬告示	—	老人福祉施設 地域密着型特養	新設	・特別送迎加算の新設	R6.4			
1 (3) ⑱	所定疾患施設療養費の見直し	—	報酬告示	—	老人保健施設	要件見直し	・所定疾患施設療養費の算定要件の見直し	R6.4			
1 (3) ⑲	協力医療機関との連携体制の構築	基準省令	—	居191 予居242 地105, 152 予地82 福28 健30 医34	特定施設★ 地域密着型特定施設 GH★ 老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	新設	・「改正項目」に同じ	R6.4		第3回集団指導に掲載	
1 (3) ⑳	協力医療機関との定期的な会議の実施	—	報酬告示	—	特定施設★ 地域密着型特定施設 GH 老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	新設・変更 要件見直し	・「特定施設、地域密着型特定施設以外」 協力医療機関連携加算の新設 ・「特定施設、地域密着型特定」 医療機関連携加算から協力医療機関連携加算への名称変更・単位の変更	R6.4			
1 (3) ㉑	入院時等の医療機関への情報提供	—	報酬告示	—	特定施設★ 地域密着型特定施設 GH★ 老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	新規 要件見直し	・「老人保健施設、介護医療院」 退所時情報提供加算の区分の新設及び算定要件見直し ・「老人保健施設、介護医療院以外」 退所時情報提供加算の新設	R6.4			
1 (3) ㉒	介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し	基準省令	—	地152 福28	老人福祉施設 地域密着型特養	変更	・配置医師及び協力医療機関との緊急時の協力方法の変更	R6.4			
1 (3) ㉓	介護老人保健施設における医療機関からの患者受け入れの促進	—	報酬告示	—	老人保健施設	新設	・初期加算の区分の新設	R6.4			
1 (4) ①	訪問介護における特定事業所加算の見直し [1 (2) ①の再掲]	—	報酬告示	—	訪問介護	新設・変更・廃止 要件見直し	[1 (2) ①の再掲]	R6.4			
1 (4) ②	訪問入浴介護における看取り対応体制の評価	—	報酬告示	—	訪問入浴介護	新設	・看取り連携体制加算の新設	R6.4			
1 (4) ③	訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し	—	報酬告示	—	訪問看護 定巡回対 看護小規模多機能	変更	・ターミナルケア加算の単位の変更	R6.6			
1 (4) ④	情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価	—	報酬告示	—	訪問看護 看護小規模多機能	新設	・遠隔死亡診断補助加算の新設	R6.6 R6.4			
1 (4) ⑤	短期入所生活介護における看取り体制強化	—	報酬告示	—	SS生活介護	新設	・看取り連携体制加算の新設	R6.4			

令和6年4月介護保険制度改正一覧【索引集】（第5回集団指導指導致用）

概要名称	改正番号	改正項目	基準省令・報酬告示の別	対象となる基準省令	対象となる報酬告示	対象事業	改正種別	種別内容	適用	経過措置等	備考
	1(4)⑥	ターミナルケアマネジメント加算等の見直し	-	報酬告示	-	居宅介護支援	要件見直し	・ターミナルマネジメント加算に「終末期の利用者又は家族の意思の把握が必要」とする要件追加 ・特定事業所医療介護連携加算のターミナルマネジメント加算の算定回数要件の見直し	R6.4		
	1(4)⑦	介護老人保健施設におけるターミナルケア加算の見直し	-	報酬告示	-	老人保健施設	変更	・ターミナルケア加算の単位の変更	R6.4		
	1(4)⑧	介護医療院における看取りへの対応の充実	-	報酬告示	-	介護医療院	変更	・I型介護医療院サービス費(I)を算定する施設基準の一部削除	R6.4		
	1(5)①	高齢者施設等における感染症対応力の向上	-	報酬告示	-	特定施設★ 地域密着型特定施設 GH★ 老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	新設	・高齢者施設等感染対策向上加算の新設	R6.4		
	1(5)②	施設内療養を行う高齢者施設等への対応	-	報酬告示	-	特定施設★ 地域密着型特定施設 GH★ 老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	新設	・新興感染症等施設療養費の新設	R6.4		
	1(5)③	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	基準省令	-	居191 予居242 地105,152 予地82 福28 健30 医34	特定施設★ 地域密着型特定施設 GH★ 老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	新設	・「改正項目」に同じ	R6.4		第3回集団指導に掲載
	1(5)④	業務継続計画未策定事業に対する減算の導入	-	報酬告示	-	全サービス(居宅療養管理指導★、福祉用具販売★を除く)	新設	・業務継続計画未実施減算の新設	R6.4	一部のサービスで1年間の経過措置要件あり	
	1(6)①	高齢者虐待防止の推進	-	報酬告示	-	全サービス(居宅療養管理指導★、福祉用具販売★を除く)	新設	・高齢者虐待防止措置未実施減算の新設	R6.4	福祉用具貸与については3年間の経過措置あり	
	1(6)②	身体拘束等の適正化の推進	基準省令	報酬告示	居23,39,50,53の3,68,73の2,80,82の2,89,90の2,98,104,104の4,122,139の3,146,154の2,199,204の2,214,215 予居54,57,73,76,83,86,92,95,122,125,136,141,191,194 地73,85,107 予地153,163,184 CM13,29 予CM28	訪問系サービス★ 通所系サービス★ S系サービス★ 福祉用具貸与★ 福祉用具販売★ 居宅介護支援 介護予防支援 小規模多機能★ GH★	新設	・「SS系サービス、小規模多機能、GH」 身体拘束等の適正化のための措置の義務化 ・「訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援」 やむを得ず身体拘束をする場合の記録の義務化 ・「SS系サービス、小規模多機能、GH」 介護身体拘束廃止未実施減算の新設	R6.4	減算について1年間の経過措置要件あり	第3回集団指導に掲載
	1(7)①	訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し	-	報酬告示	-	訪問介護 訪問入浴介護★ 定巡随対 夜間対応型訪問介護	要件見直し	・認知症専門ケア加算の算定要件の見直し	R6.4		
	1(7)②	訪問リハビリテーションにおける集中的な認知症リハビリテーションの推進	-	報酬告示	-	訪問リハ	新設	・認知症短期集中リハビリテーション実施加算の新設	R6.6		
	1(7)③	通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し	-	報酬告示	-	通所介護 地域密着型通所介護	要件見直し	・認知症加算の算定要件の見直し	R6.4		
	1(7)④	(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化	-	報酬告示	-	小規模多機能 看護小規模多機能	新設・変更	・認知症加算の区分新設及び単位の変更	R6.4		
	1(7)⑤	認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進	-	報酬告示	-	GH★ 老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	新設	・認知症チームケア推進加算の新設	R6.4		
	1(7)⑥	介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算の見直し	-	報酬告示	-	老人保健施設	新設	・認知症短期集中リハビリテーションの区分新設及び単位の変更	R6.4		
	1(8)①	一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入	基準省令	-	居199,214 予居278,291	福祉用具貸与★ 福祉用具販売★ 居宅介護支援 介護予防支援	新設	・「改正項目」に同じ	R6.4		第3回集団指導に掲載
	1(8)②	モニタリング実施時期の明確化	基準省令	-	居199の2	福祉用具貸与★	基準見直し	・「改正項目」に同じ	R6.4		第3回集団指導に掲載
	1(8)③	モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付	基準省令	-	居199の2	福祉用具貸与★	基準見直し	・「改正項目」に同じ	R6.4		第3回集団指導に掲載
	1(8)④	福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応	基準省令(運用)	-	現在発表されている運用内容参照	福祉用具貸与★ 福祉用具販売★	基準運用見直し	・「改正項目」に同じ	R6.4		
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応	2(1)①	訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進	-	報酬告示	-	訪問リハ 通所リハ	新設・廃止	・リハビリテーションマネジメント加算の従来の「B」廃止 ・リハビリテーションマネジメント加算の従来の「B」に代わる区分の新設	R6.6		
	2(1)②	介護保険施設に置けるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進	-	報酬告示	-	老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	新設	・「老人福祉施設・地域密着型特養」 個別機能訓練加算の区分新設 ・「老人保健施設」 リハビリテーションマネジメント計画情報加算の区分新設 ・「介護医療院」 理学療法、作業療法、言語聴覚療法の区分新設	R6.4		
	2(1)③	リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し	基準省令(解釈通知等)	報酬告示	現在発表されている解釈通知参照	LIFE関係サービス★(訪問リハ、特定施設★、地域密着型特定施設、GH★、小規模多機能、看護小規模多機能を除く)	基準運用見直し 要件見直し	・「改正項目」に同じ	R6.4 R6.6		
	2(1)④	医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化 [1(3)⑧の再掲]	基準省令	-	[1(3)⑧の再掲]	訪問リハ★ 通所リハ★	新設	[1(3)⑧の再掲]	R6.6		
	2(1)⑤	退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進 [1(3)⑨の再掲]	-	報酬告示	-	訪問リハ★ 通所リハ★	新設	[1(3)⑨の再掲]	R6.6		

令和6年4月介護保険制度改正一覧【索引集】（第5回集団指導指導用）

概要名称	改正番号	改正項目	基準省令・報酬告示の別	対象となる基準省令	対象となる報酬告示	対象事業	改正種別	種別内容	適用	経過措置等	備考
	2(1)⑥	訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し	基準省令	-	居76,111	訪問リハ★ 通所リハ★	基準見直し	・「改正項目」に同じ	R6.6		第3回集団指導に掲載
	2(1)⑦	要介護・要支援のリハビリテーションの評価の差別化	-	報酬告示	-	訪問リハ★	変更	・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの単位の変更	R6.6		
	2(1)⑧	介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価	-	報酬告示	-	介護予防訪問リハ 介護予防通所リハ	変更	・介護予防訪問リハビリテーションの減算区分新設及び単位の変更 ・介護予防通所リハビリテーションの減算区分の変更及び単位の変更 ・事業所評価加算の廃止	R6.6		
	2(1)⑨	退院直後の診療未実施減算の免除	-	報酬告示	-	訪問リハ★	運用見直し	・診療未実施減算の減算を適用しない運用の追加	R6.6		
	2(1)⑩	診療未実施減算の経過措置の延長等	-	報酬告示	-	訪問リハ★	要件見直し	・診療未実施減算の経過措置要件の追記	R6.6	要件によりR9.3.31まで経過措置有り	
	2(1)⑪	通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し	-	報酬告示	-	通所リハ	新設・変更 要件見直し	・大規模事業所区分の変更及び新設	R6.6		
	2(1)⑫	ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化	基準省令 (解釈通知等)	報酬告示	現在発表されている解釈通知参照	居宅介護支援 介護予防支援 (訪問リハ★) (通所リハ★)	運用見直し 要件見直し	・医療機関からの退院患者に対する医療リハを含む居宅サービス計画の作成(努力義務)の追加	R6.4		
	2(1)⑬	介護老人保健施設における短期集中リハビリテーション実施加算の見直し	-	報酬告示	-	老人保健施設	新設	・短期集中リハビリテーション実施加算の区分新設	R6.4		
	2(1)⑭	居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実	-	報酬告示	-	居宅療養管理指導★	要件見直し	・「通院又は通所困難者」から「通院困難者」への見直し	R6.6		
	2(1)⑮	訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化	-	報酬告示	-	訪問介護 訪問看護★ 訪問リハ★ SS系サービス★ 定巡回対	新設	・口腔連携強化加算の新設	R6.4		
	2(1)⑯	居宅療養管理指導におけるがん末期の者に対する歯科衛生等の介入の充実	-	報酬告示	-	居宅療養管理指導★	要件見直し	・がん末期の利用者の一月当たりの回数の追記	R6.6		
	2(1)⑰	特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化	基準省令	報酬告示	居185の2	特定施設★	基準省令見直し 加算廃止	・基準省令については「改正項目」に同じ ・報酬告示については口腔衛生管理体制加算の廃止	R6.4	基準省令について3年間の経過措置有り	第3回集団指導に掲載
	2(1)⑱	介護保険施設における口腔衛生管理の強化	基準省令	-	居185の2	老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	運用見直し 要件見直し	「改正項目」に同じ	R6.4		
	2(1)⑲	居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実【2(1)⑭の再掲】	-	報酬告示	-	居宅療養管理指導★	要件見直し	【2(1)⑭の再掲】	R6.6		
	2(1)⑳	管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数見直し	-	報酬告示	-	居宅療養管理指導★	要件見直し	・「医師による利用者の旧製造浸透により一時的に頻回の栄養管理の特別指示を行う」棟の追記 ・「栄養管理に係る情報共有及び指導又は助言」の追記 ・「特別指示に基づく居宅療養管理指導の回数」の追記	R6.6	左記の種別内容が報酬告示(もしくは介護報酬算定に係る留意事項通知)に記載される予定	
	2(1)21	退所者の栄養管理に関する情報連携の促進	-	報酬告示	-	老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	新設	・退院時栄養情報連携加算の新設	R6.4		
	2(1)22	再入所時栄養連携加算の対象の見直し	-	報酬告示	-	老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	要件見直し	・対象者の変更	R6.4	左記の種別内容が報酬告示(もしくは介護報酬算定に係る留意事項通知)に記載される予定	
	2(2)①	通所介護等における入浴介助加算の見直し	-	報酬告示	-	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護★	要件見直し	・算定要件の見直し	R6.4	左記の種別内容が報酬告示(もしくは介護報酬算定に係る留意事項通知)に記載される予定	
	2(2)②	通所リハビリテーションにおける入浴介助加算(Ⅱ)の見直し	-	報酬告示	-	通所リハ	要件見直し	・算定要件の見直し	R6.6	左記の種別内容が報酬告示(もしくは介護報酬算定に係る留意事項通知)に記載される予定	
	2(2)③	ユニットケア施設管理者研修の努力義務化	基準省令	-	居140の11の2,155の10の2 予居157,208 地167 福47 健48 医52	SS系サービス★ 老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	新規	・「改正項目に同じ」	R6.4		第3回集団指導に掲載
	2(2)④	介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進	-	報酬告示	-	老人保健施設	要件見直し	・算定要件のうち「入所前後訪問指導割合」「退所前後訪問指導割合」「支援相談員のは①割合」の見直し	R6.4	6月間の経過措置有り	
	2(2)⑤	かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し	-	報酬告示	-	老人保健施設	新設・変更	・かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)の区分新設及び従来区分の単位の変更	R6.4		
	2(3)①	科学的介護推進体制加算の見直し	-	報酬告示	-	LIFE関係全サービス★	要件見直し	・LIFEへのデータ提出頻度の見直し	R6.4	訪看、訪問リハ、通所リハの適用がR6.6であるかの今後の発文に注意必要	
	2(3)②	自立支援促進加算の見直し	-	報酬告示	-	老人保健施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	変更 要件見直し	・医学的評価の頻度の見直し	R6.4		
	2(3)③	アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し	-	報酬告示	-	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所 特定施設 地域密着特定施設 老人福祉施設 地域密着特養	要件見直し	・ADL維持加算算定のための計算方法の簡素化他	R6.4		

令和6年4月介護保険制度改正一覧【索引集】（第5回集団指導指導用）

概要名称	改正番号	改正項目	基準省令・報酬告示の別	対象となる基準省令	対象となる報酬告示	対象事業	改正種別	種別内容	適用	経過措置等	備考
	2(3)④	アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し	-	報酬告示	-	看護小規模多機能 老人福祉施設 地域密着特養 老人保健施設 介護医療院	要件見直し	・排せつ支援加算の算定要件の見直し	R6.4		
	2(3)⑤	アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し	-	報酬告示	-	看護小規模多機能 老人福祉施設 地域密着特養 老人保健施設 介護医療院	要件見直し	・褥瘡マネジメント加算の算定要件の見直し	R6.4		
3. 良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり	3(1)①	介護職員の処遇改善	-	報酬告示	-	処遇改善等加算が取得可能な全サービス★	変更 (結果的に新設)	・処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の組合せの一本化	R6.6	R7.3.31までの経過措置有り (R7.3.31まではグループ・ルスタグ・ド)	
	3(2)①	テレワークの取扱い	基準省令 (解釈通知等)	-	現在発表されている解釈通知参照	全サービス(居宅療養管理指導★を除く)	新規	・「改正項目」に同じ	R6.4		
	3(2)②	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け	基準省令	-	居139の2,175 予居140の2,231 地86の2 予地62の2 福35の3 健16の3 医40の3	SSサービス系★ 特定施設★ 地域密着型特定 小規模多機能★ GH★ 施設系サービス	新規	・「改正項目」に同じ	R6.4	3年間の経過措置有り	第3回集団指導に掲載 (3(2)③)にリンク)
	3(2)③	介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用	-	報酬告示	-	居宅系サービス★ SSサービス系★ 小規模多機能★ GH★ 施設系サービス	新設	・生産性向上推進体制加算の新設	R6.4		
	3(2)④	生産性向上に先進的に取り組む特定施設に置ける人員配置基準の特例的な柔軟化	基準省令	-	居175 予居231 地110	特定施設★ 地域密着特定施設	基準見直し	・介護職員(看護職員)配置の特例的な基準の新設	R6.4		
	3(2)⑤	介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和	-	報酬告示	-	SS療養介護★ 老人保健施設	基準見直し	・夜間の配置人員の緩和	R6.4		
	3(2)⑥	認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し	-	報酬告示	-	GH★	要件見直し	・夜間の配置人員の常勤換算方法の見直し	R6.4	左記の種別内容が報酬告示 (もしくは介護報酬算定に係る留意事項通知)に記載される予定	
	3(2)⑦	人員基準における両立支援への配慮	基準省令 (解釈通知等)	-	現在発表されている解釈通知参照	全サービス	新設	・「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」にそった短時間勤務制度の明文化	R6.4		第3回集団指導に掲載
	3(2)⑧	外国介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し	基準省令 (解釈通知等)	報酬告示	現在発表されている解釈通知参照	通所系サービス★ SS系サービス★ 居住系サービス★ 小規模多機能居宅★ GH★ 施設系サービス	基準見直し	・「改正項目」に同じ	R6.4		第3回集団指導に掲載
	3(3)①	管理者の責務及び業務範囲の明確化	基準省令	-	居6,41,61,94,122,176,,195,209 予居59,64,130,181,232,267283 地3の5,7,21,40の 2,43,47,64,91,111,146,172 予地6,45,78 CM3 予CM3 福21 健23 医26	全サービス	基準見直し	・「改正項目」に同じ	R6.4		第3回集団指導に掲載
	3(3)②	いわゆるローカルルールについて	基準省令 (解釈通知等)	報酬告示	現在発表されている解釈通知参照	全サービス	運用見直し	・「改正項目」に同じ	R6.4	今後、運用方法が示される予定	
	3(3)③	訪問看護等における24時間対応体制の充実	-	報酬告示	-	訪問看護★ 定巡回対	新設	・緊急時訪問看護加算の区分の新設	R6.6		
	3(3)④	訪問看護における24時間対応のニーズに対応する即応体制の確保	基準省令 (解釈通知等)	-	現在発表されている解釈通知参照	訪問看護★	基準見直し	・「改正項目」に同じ	R6.6		
	3(3)⑤	退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化	-	報酬告示	-	訪問看護★ 定巡回対	要件見直し	・退院時共同指導加算の算定要件の見直し	R6.6		
	3(3)⑥	薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し	-	報酬告示	-	居宅療養管理指導★	変更 要件見直し	・情報通信機器を用いた場合の単位と月限度回数の変更	R6.6		
	3(3)⑦	通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し	-	報酬告示	-	通所介護 地域密着型通所介護	変更 要件見直し	・個別機能訓練加算(Ⅰ)の単位の変更及び算定要件の見直し	R6.4		
	3(3)⑧	通所介護等における入浴介助加算の見直し[2(2)①の再掲]	-	報酬告示	-	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護★	要件見直し	[2(2)①の再掲]	R6.4		
	3(3)⑨	通所リハビリテーションにおける入浴介助加算(Ⅱ)の見直し[2(2)②の再掲]	-	報酬告示	-	通所リハ	要件見直し	[2(2)②の再掲]	R6.6		
	3(3)⑩	ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化	基準省令 (解釈通知等)	-	現在発表されている解釈通知参照	SS系サービス★ 老人福祉施設 地域密着型特養 老人保健施設 介護医療院	運用見直し	・「改正項目」に同じ	R6.4		第3回集団指導に掲載
	3(3)⑪	随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し	基準省令 (解釈通知等)	-	現在発表されている解釈通知参照	定巡回対	運用見直し	・都道府県を超えての事業所間連携の解釈通知	R6.4		
3(3)⑫	(看護)小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し	基準省令	-	地64,172	小規模多機能 看護小規模多機能	基準見直し	・管理者が他の事業所の管理者及び従業者が兼務可能となる旨の基準の見直し	R6.4			
3(3)⑬	他のサービス事業所との連携によるモニタリング[1(1)③の再掲]	基準省令	-	[1(2)③の再掲]	居宅介護支援 介護予防支援	変更	[1(2)③の再掲]	R6.4			
3(3)⑭	公平中立性の確保のための取組の見直し	基準省令	-	居4	居宅介護支援	運用見直し	・利用者への説明義務内容の一部を努力義務とするの緩和	R6.4		第3回集団指導に掲載	
3(3)⑮	介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)	-	報酬告示	-	居宅介護支援	変更 要件見直し	・介護支援専門員1人あたりが行える件数変更と単位の変更	R6.4			
3(3)⑯	介護支援専門員1人当たりの取扱件数(基準)	基準省令	-	居2	居宅介護支援	基準見直し	・介護支援専門員1人あたりが行える件数変更	R6.4		第3回集団指導に掲載	
3(3)⑰	小規模介護老人福祉施設の配置基準の見直し	基準省令	-	福2	老人福祉施設	基準見直し	・離島・過疎地域に所在する小規模多機能の人員配置の緩和	R6.4			

令和6年4月介護保険制度改正一覧【索引集】（第5回集団指導指導用）

概要名称	改正番号	改正項目	基準省令・報酬告示の別	対象となる基準省令	対象となる報酬告示	対象事業	改正種別	種別内容	適用	経過措置等	備考
4. 制度の安定性・持続可能性の確保	4(1)①	訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し	—	報酬告示	—	訪問介護	新設	・同一建物減算の区分の新設	R6.4		
	4(1)②	理学療法士等による訪問看護の評価の見直し	—	報酬告示	—	訪問看護★	新設・変更	・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問が看護職員による訪問回数を超えた場合の減算の新設 ・12月を超えて行う場合の減算の算定要件の変更	R6.6		
	4(1)③	短期入所生活介護における長期利用の適正化	—	報酬告示	—	SS生活介護★	新設	・長期利用の適正化区分の新設	R6.4		
	4(1)④	一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入【1(8)①の再掲】	基準省令	—	【1(8)①の再掲】	福祉用具貸与★ 福祉用具販売★ 居宅介護支援 介護予防支援	新設	【1(8)①の再掲】	R6.4		
	4(1)⑤	モニタリング実施時期の明確化【1(8)②の再掲】	基準省令	—	【1(8)②の再掲】	福祉用具貸与★	基準見直し	【1(8)②の再掲】	R6.4		
	4(1)⑥	モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付【1(8)③の再掲】	基準省令 (解釈通知等)	—	現在発表されている解釈通知参照	福祉用具貸与★	基準見直し	【1(8)③の再掲】	R6.4		
	4(1)⑦	福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応【1(8)④の再掲】	基準省令 (運用)	—	現在発表されている運用内容参照	福祉用具貸与★ 福祉用具販売★	基準運用見直し	【1(8)④の再掲】	R6.4		
	4(1)⑧	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	—	報酬告示	—	居宅介護支援	新設	・同一建物に居住する利用者のケアマネジメント区分の新設	R6.4		
	4(1)⑨	多床室の室料負担	—	報酬告示	—	SS療養介護 老人保健施設 介護医療院	新設	・該当する施設の多床室について、室料相当額の減算の新設 ・該当する施設の多床室における基準費用額（居住費）の新設	*	適用開始月の確認必要	
	4(2)①	運動機能向上加算の基本報酬への包括化	—	報酬告示	—	予防通所リハ	新設・廃止	・運動機能向上加算と選択的サービス複数実施加算の廃止 ・一体的サービス提供加算の新設	R6.6		
	4(2)②	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し	—	報酬告示	—	定巡回付	変更	・「改正項目」に同じ	R6.4		
	4(2)③	経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し	—	報酬告示	—	老人福祉施設 地域密着特養	要件見直し	・離島・過疎地以外に所在する施設の算定要件の見直し	R6.4	1年間の経過措置有り	
	4(2)④	認知症情報提供加算の廃止	—	報酬告示	—	老人保健施設	廃止	・「改正項目」に同じ	R6.4		
	4(2)⑤	地域連携診療計画情報提供加算の廃止	—	報酬告示	—	老人保健施設	廃止	・「改正項目」に同じ	R6.4		
	4(2)⑥	長期療養生活移行加算の廃止	—	報酬告示	—	介護医療院	廃止	・「改正項目」に同じ	R6.4		
	5. その他	5①	「書面掲示」規制の見直し	基準省令	—	居32, 204 予居53, 274 地3の32, 予地32 CM22 予CM21 福29 健31 医35	全サービス	基準見直し	・重要事項のウェブサイト掲載の努力義務化	R6.4	1年間の経過措置有り（R7年度から義務化の見込み）
5②		特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化	—	報酬告示	—	訪問系サービス★ 通所系サービス★ 福祉用具貸与★ 居宅介護支援 小規模多機能★ GH★	要件見直し	・「過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法」に規定する地域を特別地域加算、中山間地等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域とする旨の告示記載	R6.4 R6.6		
5③		特別地域加算の対象地域の見直し	—	報酬告示	—	訪問系サービス★ 福祉用具貸与★ 居宅介護支援 小規模多機能★ GH★	要件見直し	・特別地域加算対象地域の追加（暫定的な要件見直し）	R6.4 R6.6		
5④		居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長	基準省令	—	居附則	居宅療養管理指導★	基準見直し	・「改正項目」に同じ	R6.4	3年間の経過措置有り	
5⑤		通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化	基準省令 (解釈通知等)	報酬告示	現在発表されている解釈通知参照	通所系サービス★	解釈見直し	・「送迎の範囲について」、「他介護事業所利用者との同上について」、「障害福祉サービス利用者との同上について」の見直し	R6.4		
5⑥		看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化	基準省令	—	地177	看護小規模多機能	基準見直し	・「看護サービス」の基準省令への明文化	R6.4		
5⑦		基準費用額（居住費）の見直し	—	報酬告示	—	施設系サービス	変更	・補足給付額の変更	R6.8 R7.8		
5⑧		地域区分	—	報酬告示	—	全サービス	変更	・地域区分の変更	R6.4		

概要名称：令和6年度介護報酬改定の主な事項について（R6.1.22給付費分科会資料）

改正番号、改正項目、対象サービス：令和6年度介護報酬改定における改正事項について（R6.1.22給付費分科会資料）

◎「対象となる基準省令」の読み方

- 「居\*」：指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 Fx.「居6」は『指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準第6条』であることを意味する。
- 「予居\*」：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 「地\*」：指定地域密着サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 「予地\*」：指定地域密着型予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 「CM\*」：指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 「予CM\*」：指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 「福\*」：指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- 「健\*」：指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- 「医\*」：指定介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準

◎「対象となる報酬告示」欄は3月18日以降に記載